

## 荷主との取引に関する調査票

本調査は、**令和6年1月1日から同年12月31日まで**（以下、この1年間の期間を「回答対象期間」といいます。）の、貴社が選択した**回答対象荷主との取引**について、回答専用ウェブサイトから回答してください。

回答対象となる取引は、以下のとおりです。

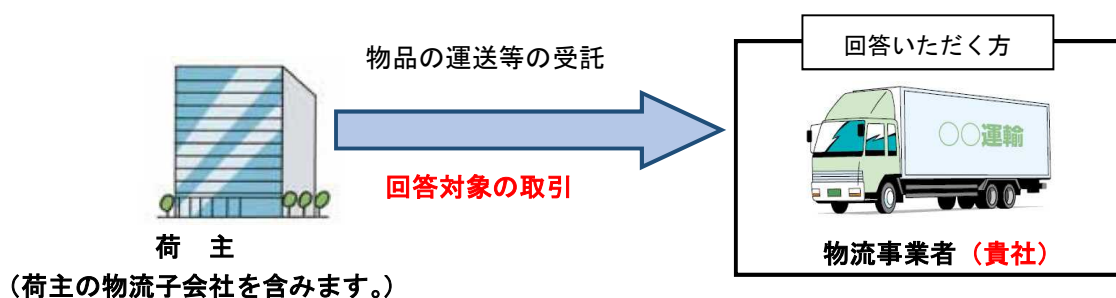
回答対象となる取引がない場合も、その旨を設問1-1へ回答してください。

### I 取引の内容

回答対象の「取引の内容」は、貴社が荷主から**継続的**<sup>(注1)</sup>に受託している**物品**<sup>(注2)</sup>の**運送又は保管**（以下「運送等」といいます。）です。

ここで「荷主」とは、例えば製造業者、卸売業者、小売業者など、**物流事業者以外の事業者**を指します（ただし、物流事業者であっても、荷主の子会社<sup>(注3)</sup>である、いわゆる「物流子会社」は荷主として扱います。）。

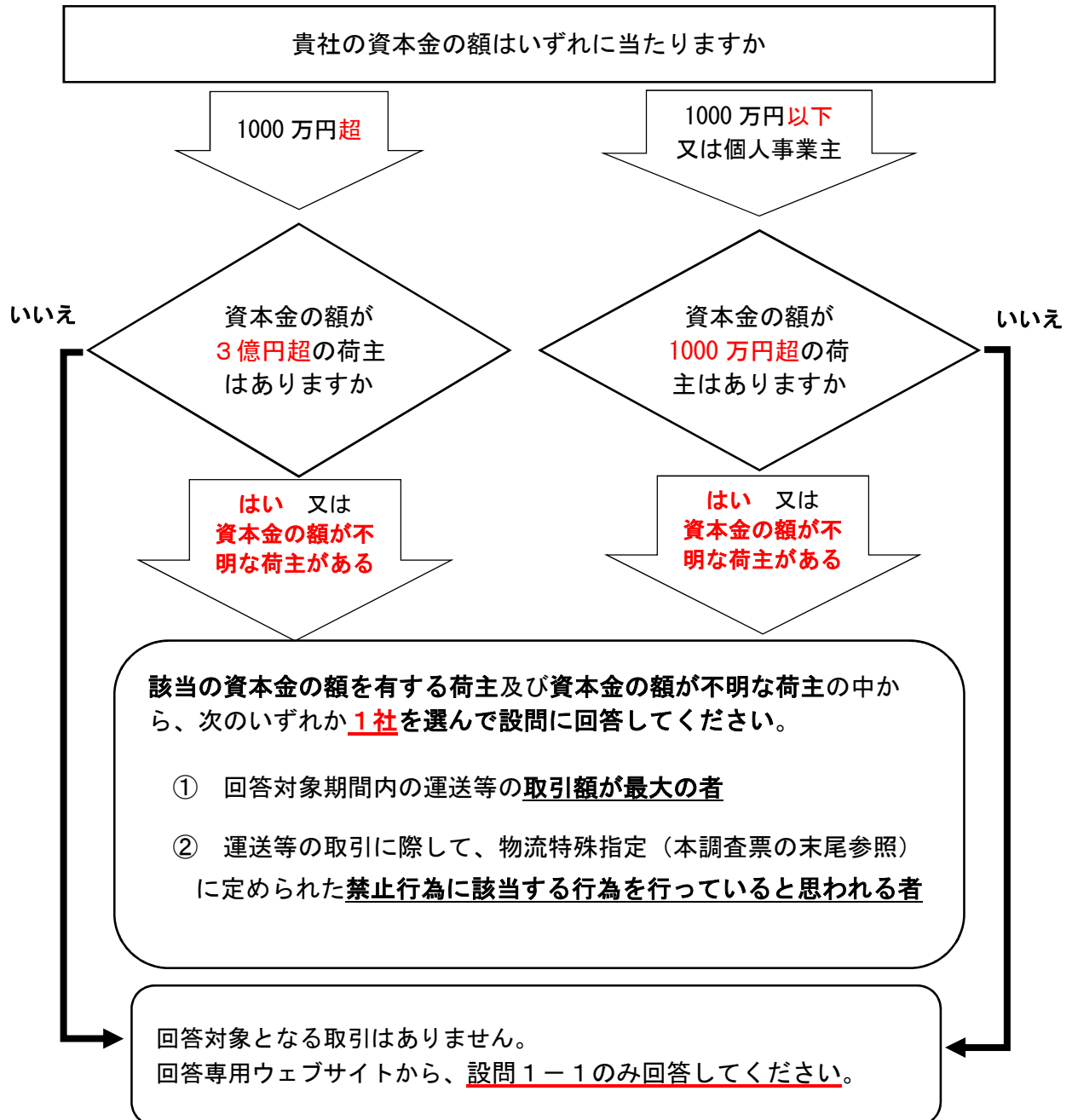
- (注1) 「継続的」とは、毎月のように連続的に受託しているということまでは必要ではなく、例えば、半年ごとに受託しているような場合も含まれます。ただし、運送等が臨時で行われるような単発（スポット）取引は調査の対象から除かれます。
- (注2) 「物品」とは、内容に限定はなく、例えば、ガソリン等の液体や酸素・窒素等のガス状のものも含まれます。
- (注3) 子会社とは、荷主である親会社が総株主の議決権の過半数を有する会社をいいます。単に同一の企業グループに属しているのみでは当たりません。



回答対象となる取引は、次ページに続きます ⇒

## II 回答対象荷主

**回答対象荷主**は、貴社に対して前記 I で示した物品の運送等を委託している荷主のうちから、下図に従い、**貴社が 1 社選定**してください。



※ 資本金の「超」はその金額を含まず、「以下」はその金額を含みます。

【例】 「資本金が 3 億円超」 ⇒ 資本金額 3 億円ちょうどを含まない。  
「資本金が 3 億円以下」 ⇒ 資本金額 3 億円ちょうどを含む。

### Ⅲ 回答要領

- 回答は、同封の案内を御覧の上、回答専用ウェブサイトで入力してください。
- 回答対象取引がない場合や、廃業、解散等による事業活動の終了や他社への吸収合併により貴社が現在事業活動を行っていないような場合も、設問1-1のみ回答してください。
- 次ページ以降の設問には、前の設問への回答内容に応じて、実際には表示されないものもあります。画面に表示された設問にのみ回答してください。
- 回答を中断しても、中断した箇所から再開できます。

**回答締切り： 令和7年2月21日（金）**

御協力をお願いします。

#### 【本件調査の改善に関する御意見・御要望について】

本件調査について、下記の例のような改善に関する御意見・御要望がある場合、封筒に記載のコールセンターにお寄せください。内容を検討の上、次回以降の調査の企画立案に活用させていただきます。

(要望・意見の例)

- ・ 本件調査と〇〇調査において、同じ△△の調査項目を重複して調査されているため、どちらかに回答すればよいようにしてほしい。
- ・ 回答方法について、××を含めた他の回答手段も用意してほしい。
- ・ 設問□□の趣旨が分かりづらく判断に迷うことがあるので、分かりやすい文章にしてほしい。

**※ 令和6年1月1日～同年12月31日の取引について回答してください。**

## 設問1-1 貴社の概要について

回答時点での以下の事項をお尋ねします。

ア 貴社名

イ 回答作成の御担当者名

ウ 事業活動の終了等の有無

※廃業、解散等による事業活動の終了や他社への吸収合併があれば回答はここまでです。

エ 資本金又は出資の総額

※個人事業主の方は「個人」を選択してください。

オ 回答対象取引の有無

※回答対象となる取引は本調査票1～2ページを御覧ください。対象取引がなければ回答はここまでです。

カ 事業内容

※複数ある場合は、最も売上げの大きいものを1つ選択してください。

キ 年間売上高

※直近事業年度のものを回答してください（単位：千円・消費税別）。

ク 貴社の親会社の有無

※貴社に、貴社の総株主の議決権の過半数を有する親会社がある場合は、その商号、本店所在地、議決権保有比率及び資本金の額を回答してください。

## 設問1-2 回答対象荷主について

貴社が選定した回答対象荷主※について、以下の事項をお尋ねします。

※回答対象荷主の選定については、本調査票1～2ページを御覧ください。

ア 回答対象荷主の商号

※正式名称で、「株式会社」なども省略せずに回答してください。

イ 回答対象荷主の本店所在地

※貴社への発注を担当する部署がある事業所ではなく、本店の所在地を回答してください。

ウ 回答対象荷主の資本金又は出資の総額

エ 物流取引に際しての輸入通関業務附帯の有無

※貴社が、運送等の受託に併せて、輸入通関業務（輸出通関業務は含みません。）も受託している場合は「有」を選択してください。

オ 回答対象荷主の発注担当部署

※記入例：「●●支店●●部」

カ 回答対象荷主との取引内容

※記入例：「●●製品の運送」、「●●商品の保管」

## 設問2 運賃・料金又は保管料の額の決定について

ア **回答対象荷主**は、労務費、エネルギーコスト等のコストの上昇分の運賃・料金又は保管料への反映の必要性について、交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置きましたか（貴社が協議を申し入れていたか否かは問いません。）

- ① 明示的に協議することなく、据え置いたことはない
- ② 明示的に協議することなく、据え置いたことがある
- ③ 明示的に協議を実施した（※協議の結果については問いません。）

イ **回答対象荷主**は、労務費、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、貴社が運賃・料金又は保管料の額の引上げを求めたにもかかわらず、従来どおりの取引価格に据え置きましたか。

- ① 据え置いたことはない（又はそのような事例はない。）
- ② 据え置いたことがある（据え置く理由を記録に残る方法（文書、電子メール等）で回答した。）
- ③ 据え置いたことがある（据え置く理由を記録に残る方法（文書、電子メール等）で回答していない。）

ウ **回答対象荷主**は、前記ア及びイのようなコスト上昇以外の状況に起因して、貴社との間で運賃・料金又は保管料の額を取り決める必要があった際に、下記のいずれかの方法で運賃・料金又は保管料の額を決定（改定を含みます。以下同じです。）したことがありましたか。（複数回答可）

- ① **回答対象荷主**の予算を基準にして一方的に決定した
- ② **回答対象荷主**が、貴社以外の物流事業者と協議して決めた運賃・料金又は保管料を、貴社との取引価格として一方的に決定した
- ③ 従来の運賃・料金又は保管料の額を一律に一定率（又は一定額）引き下げて決定した
- ④ 上記①～③の事項のいずれにも該当するものはなかった

エ 貴社が**回答対象荷主**に運賃・料金又は保管料の額の引上げを申し入れた場合、その根拠として貴社が示した理由は何でしたか。（複数回答可）

- ① 労務費の上昇
- ② エネルギーコスト（電気・ガス・燃料価格等）の上昇
- ③ 車両、タイヤ等の設備に要する費用の上昇
- ④ その他（※理由を具体的に記入してください。）
- ⑤ 回答対象期間内に申し入れはしなかった（※理由を具体的に記入してください。）

オ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「労務費指針」といいます。）についてお尋ねします。労務費指針を御存じでしたか。

※「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日  
内閣官房・公正取引委員会）  
[https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyouki\\_jun/romuhitenka.html](https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyouki_jun/romuhitenka.html)



- ① 知っていた
- ② 知らなかった（この調査票で初めて知った） ⇒設問3に回答してください。

カ **回答対象荷主**との運賃・料金又は保管料の協議に際して、労務費指針を活用したことがありましたか。

- ① あった
- ② 一度もなかった

### 設問3 運賃・料金又は保管料の支払について

該当する事項を選択してください。(複数回答可)

- ① 回答対象荷主は、貴社との合意なしに、支払期日が金融機関の休業日だったとして、支払期日までに運賃・料金又は保管料を支払わなかったことがある
- ② 回答対象荷主は、回答対象荷主の事務処理が遅れたとして、支払期日までに運賃・料金又は保管料を支払わなかったことがある
- ③ 回答対象荷主は、貴社が請求書を提出する時期が遅かったとして、支払期日までに運賃・料金又は保管料を支払わなかったことがある
- ④ 回答対象荷主は、上記①～③以外の理由で、貴社に責任がないにもかかわらず、支払期日までに運賃・料金又は保管料を支払わなかったことがある(※理由を具体的に記入してください。)
- ⑤ 回答対象荷主は、令和6年11月1日以降、手形期間が60日超120日以内の手形で支払ったことがある
- ⑥ 回答対象荷主は、令和6年11月1日以降、決済期間(手形の交付から満期までの期間に相当する期間)が60日超120日以内の一括決済方式又は電子記録債権で支払ったことがある
- ⑦ 回答対象荷主は、手形期間が120日を超える手形で支払ったことがある(※手形期間を具体的に記入してください。)
- ⑧ 回答対象荷主は、決済期間(手形の交付から満期までの期間に相当する期間)が120日を超える一括決済方式又は電子記録債権で支払ったことがある(※決済期間を具体的に記入してください。)
- ⑨ 上記①～⑧の事項のいずれにも該当するものが無かった

### 設問4 運賃・料金又は保管料の減額について

該当する事項を選択してください。(複数回答可)

- ① 回答対象荷主は、貴社に責任がないにもかかわらず、既に提供した運送等の代金を一定率(又は一定額)減額して支払ったことがある(「協力金」、「協賛金」、「値引き」、「歩引き」、「手数料」等、減額の名目は問いません。)
- ② 回答対象荷主は、運賃・料金又は保管料の支払方法が手形払の場合に、貴社が希望していないにもかかわらず、現金で支払うことを理由に運賃・料金又は保管料を減額して支払ったことがある
- ③ 回答対象荷主は、貴社との合意なしに、金融機関への振込手数料を運賃・料金又は保管料の額から差し引いて支払ったことがある
- ④ 回答対象荷主は、貴社と運賃・料金又は保管料の額の引下げを合意した後、既に発注済みのものにまで、引き下げた新しい運賃・料金又は保管料の額を適用したことがある
- ⑤ 上記①～④の事項のいずれにも該当するものが無かった



## 設問5 物品の購入要請・サービスの利用要請について

該当する事項を選択してください。(複数回答可)

- ① 回答対象荷主から、要請に応じないと取引を打ち切る、取引数量を削減するなど、今後の取引に影響すると受け取れるような方法で、貴社が事業遂行上必要としない物品（飲食料品、イベントのチケット等）の購入又はサービス（保険、リース等）の利用を要請され、応じたことがある（※内容を具体的に記入してください。）
- ② 回答対象荷主から、回答対象荷主の発注担当者など今後の取引に影響を及ぼす者を通じて、貴社が事業遂行上必要としない物品の購入又はサービスの利用を要請され、応じたことがある（※内容を具体的に記入してください。）
- ③ 回答対象荷主から、目標額・目標数量を割り当てて、貴社が事業遂行上必要としない物品の購入又はサービスの利用を要請され、応じたことがある（※内容を具体的に記入してください。）
- ④ 回答対象荷主から、貴社が購入又は利用の意思が無いと伝えたにもかかわらず、貴社が事業遂行上必要としない物品の購入又はサービスの利用を重ねて要請され、応じたことがある（※内容を具体的に記入してください。）
- ⑤ 回答対象荷主から、上記①～④以外の方法で、貴社が事業遂行上必要としない物品の購入又はサービスの利用を要請され、応じたことがある（※内容を具体的に記入してください。）
- ⑥ 上記①～⑤の事項のいずれにも該当するものが無かった

## 設問6-1 運送等に係る附帯業務の無償での提供等について

該当する事項を選択してください。(複数回答可)

- ① 回答対象荷主から、委託内容に含まれていない附帯業務（貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り等）を行うよう要請され、無償で応じたことがある（※内容を具体的に記入してください。）
- ② 回答対象荷主がプロモーション活動（イベント等）を行った際に、貴社が既に提供した運送役務等の代金を減額する方法ではなく、別途、金銭を提供するよう要請され、応じたことがある（「協賛金」、「協力金」等、提供の名目は問いません。）（※内容を具体的に記入してください。）
- ③ 回答対象荷主から、物品の運送等の継続的な取引に附帯して、輸入通関業務（輸出通関業務は含みません。）も併せて受託した際に、事前にその条件を明確にせず、又は貴社の負担を上回る（又は負担に見合う）直接の利益（※）が無いにもかかわらず、同業務において発生する関税・消費税の支払を一時的に立て替えるよう要請され、応じたことがある

※直接の利益とは、貴社が金銭等の経済上の利益を提供することにより、貴社の取引数量、取引高の増加につながる場合など実際に生じる利益のことをいい、回答対象荷主との将来の取引が有利になるというような間接的な利益は含みません。

- ④ 回答対象荷主から、上記①～③以外の経済上の利益の提供を要請され、応じたことがある（※内容を具体的に記入してください。）
- ⑤ 運送中の事故等により貨物に毀損が生じた場合、回答対象荷主から、毀損のない（無傷の）貨物を含めて費用を負担するよう要請され、応じたことがある
- ⑥ 上記①～⑤の事項のいずれにも該当するものが無かった

## 設問 6 - 2 「着荷主」に対する附帯業務の無償での提供等について

本問は、回答対象荷主から委託を受けた運送に限定せず、貴社が経験した事例を広くお尋ねします。

ア 貴社が委託を受けた物品の運送に関して、運送先の事業者（以下「着荷主」といいます。）からの要請等についてお尋ねします。

該当する事項を選択してください。（複数回答可）

- ① 着荷主から、委託内容に含まれていない附帯業務（貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り等）を無償でさせられたことがある（※内容を具体的に記入してください。）
- ② 着荷主から、上記①以外の経済上の利益の提供を要請され、その要請に応じたことがある（※内容を具体的に記入してください。）
- ③ 上記①～②の事項のいずれにも該当するものが無かった（又は物品の運送は行っていない。）

イ 前記アで①～②のいずれかを選んだ場合、その費用は最終的に誰が負担しましたか。

該当する事項を選択してください。（複数回答可）

- ① 貴社
- ② 荷主
- ③ 着荷主
- ④ 分からない（少なくとも貴社は負担していない。）

## 設問 7 - 1 委託内容（積載数量、発着地、集貨日等）の変更・取消し、荷待ちについて

該当する事項を選択してください。（複数回答可）

- ① 回答対象荷主から委託内容を変更され又は取り消され、それに伴い生じた追加費用を負担したことがある（※内容を具体的に記入してください。）
- ② 回答対象荷主の都合で出発時間・到着時間が変更され、それに伴い生じた運転手の人件費、待機時間料等の追加費用を負担したことがある（※内容を具体的に記入してください。）
- ③ 上記①～②の事項のいずれにも該当するものが無かった



## 設問 7-2 「着荷主」による委託内容の変更・取消し、荷待ちについて

本問は、回答対象荷主から委託を受けた運送に限定せず、貴社が経験した事例を広くお尋ねします。

ア 貴社が委託を受けた物品の運送に関して、着荷主からの要請等についてお尋ねします。

該当する事項を選択してください。(複数回答可)

- ① 着荷主の都合で委託内容が変更され又は取り消され、当初の委託内容と異なる運送等を行ったこと（例えば、いわゆる「車上渡し」での委託にもかかわらず、取卸しを求められるといった附帯業務の追加も含まれます。）がある場合に、貴社が、当該変更等に伴い生じた費用を負担したことがある（※内容を具体的に記入してください。）
- ② あらかじめ取り決められた到着時間に間に合うように到着したにもかかわらず、着荷主の都合で荷卸しが遅れて待機時間が生じた場合に、貴社が、それに伴い生じた運転手の人件費、待機時間料等の追加費用を負担したことがある（※内容を具体的に記入してください。）
- ③ 上記①～②の事項のいずれにも該当するものが無かった（又は物品の運送は行っていない。）

イ 前記アで①～②のいずれかを選んだ場合、その費用は最終的に誰が負担しましたか。

該当する事項を選択してください。(複数回答可)

- ① 貴社
- ② 荷主
- ③ 着荷主
- ④ 分からない（少なくとも貴社は負担していない。）

## 設問 8 要求拒否に対する対応について

該当する事項を選択してください。

- ① 設問 2 から設問 7-1（設問 6-2 を除きます。）までに関して、回答対象荷主からの不当な要求（減額や物品購入等の要請）を拒否したところ、取引を打ち切られた又は取引数量、取引高等を減らされたことがある
- ② 上記①の事項に該当するものが無かった

## 設問 9 情報提供への対応について

該当する事項を選択してください。

- ① 設問 2 から設問 8（設問 6-2 及び設問 7-2 を除きます。）までに関して、回答対象荷主から不利益な行為を受けたとして、その事実を公正取引委員会に知らせた又は知らせようとしたところ、取引を打ち切られた又は取引数量、取引高等を減らされたことがある
- ② 上記①の事項に該当するものが無かった

## 設問 10 取引条件の決定について

ア 物品の運送等の受託に際して、**回答対象荷主**とあらかじめ定めた取引条件を選択してください。(複数回答可)

- ① 運送等の内容
- ② 運賃又は保管料
- ③ 燃料サーチャージ
- ④ 有料道路使用料 (※有料道路使用時の料金負担方法のみの場合を含みます。)
- ⑤ 附帯業務の内容
- ⑥ 附帯業務の料金
- ⑦ 待機時間料
- ⑧ 支払期日
- ⑨ 支払方法
- ⑩ その他 (※あらかじめ定めた取引条件を具体的に記入してください。)

イ **回答対象荷主**は、貴社に物品の運送等を委託する際に、前記アの取引条件等が記載された発注書面 (一定期間内における物品の運送等を受託する際に締結する契約書等を含みます。)を交付しましたか。

- ① 毎回交付した
- ② 交付していない (又は交付しなかったことがある。)

## 設問 11 インボイス制度について

※ 令和5年10月から、消費税の適格請求書等保存方式 (インボイス制度) が開始されました。インボイス制度の詳細は、国税庁ウェブサイトの特設ページ (下記 URL) を御覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

ア 貴社は、以下のいずれに該当しますか。

- ① インボイス制度の開始前後を通じて、免税事業者である
- ② インボイス制度の開始前は免税事業者であったが、開始後に課税事業者になった
- ③ インボイス制度の開始前は課税事業者であったが、開始後に免税事業者になった
- ④ インボイス制度の開始前後を通じて、課税事業者である ⇒設問12に進んでください。

イ 前記アで①～③を選択した場合、貴社は、インボイス制度の開始に際し、**回答対象荷主**と取引価格の見直しに関する協議を行いましたか。

- ① 協議を行った
- ② 協議を行っていない

ウ 前記アで①～③を選択した場合、貴社は、インボイス制度の開始後の**回答対象荷主**との取引価格をどのように設定されましたか。

- ① インボイス制度の開始前と比較して引き下げられた
- ② インボイス制度の開始前と同様に据え置かれた
- ③ インボイス制度の開始前と比較して引き上げられた

## 設問 1 2 自由記入について

ここまでの回答に対する補足説明があれば記入してください。

## 設問 1 3 回答対象荷主以外の荷主に係る情報提供

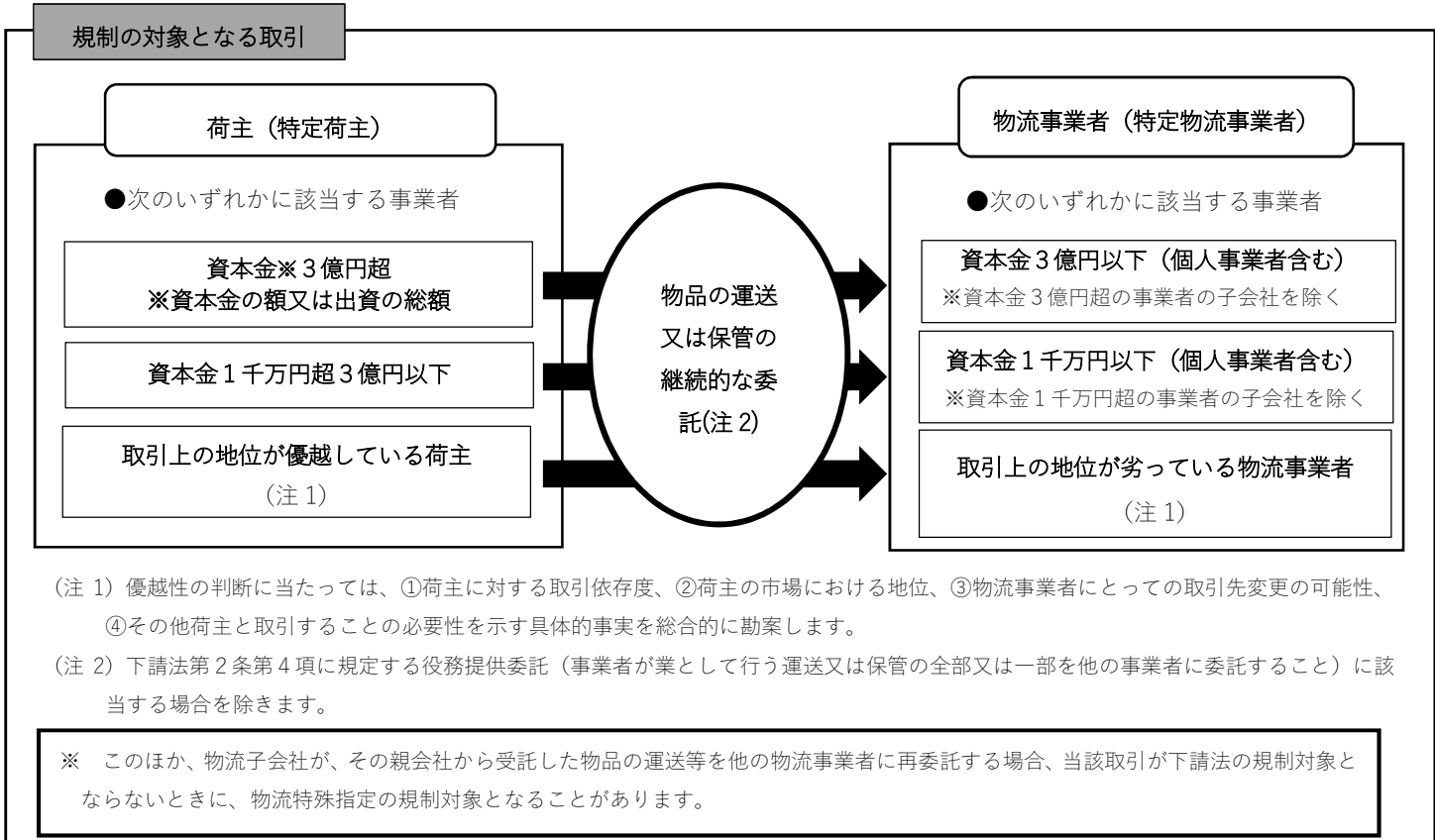
貴社が物品の運送等を受託するに際して、今回の回答対象荷主以外の荷主から本調査票の各設問に記載の行為を受けたことがあり、今後の調査対象に加えるべきと考える荷主があれば、その商号、本店所在地及び行為の態様を記載してください。

設問は以上で終わりです。

回答は、回答専用ウェブサイトで入力してください。

特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法（物流特殊指定）の概要

物流特殊指定は、荷主と物流事業者間の取引における優越的地位の濫用行為を効果的に規制するために定められた独占禁止法上の規制です。



**特定荷主の禁止行為**

<p><b>①代金の支払遅延</b></p> <p>特定物流事業者の責に帰すべき理由がないのに、あらかじめ定めた支払期日までに代金を支払わないこと</p>	<p><b>④物の購入強制・役務の利用強制</b></p> <p>正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること</p>	<p><b>⑦不当な給付内容の変更及びやり直し</b></p> <p>運送若しくは保管の内容を変更させ、又は運送若しくは保管を行った後に運送若しくは保管をやり直させることにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること</p>
<p><b>②代金の減額</b></p> <p>特定物流事業者の責に帰すべき理由がないのに、あらかじめ定めた代金の額を減じること</p>	<p><b>⑤割引困難な手形の交付</b></p> <p>支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付することにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること</p>	<p><b>⑧要求拒否に対する報復措置</b></p> <p>①～⑦に掲げる事項の要求を拒否したことを理由として、取引停止等の不利益な取扱いをすること</p>
<p><b>③買ったたき</b></p> <p>特定物流事業者の運送又は保管の内容と同種又は類似の内容の運送又は保管に対し通常支払われる対価に比し著しく低い代金の額を不当に定めること</p>	<p><b>⑥不当な経済上の利益の提供要請</b></p> <p>自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること</p>	<p><b>⑨情報提供に対する報復措置</b></p> <p>公正取引委員会に対し①～⑧の事実を知らせ、又は知らせようとしたことを理由として、取引停止等の不利益な取扱いをすること</p>